

沖縄労働局発表  
令和元年9月3日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長 仁木 真司 賃金室長 嘉手納 尚 電話：098-868-3421
----	---

## 令和元年度沖縄県最低賃金は

『 **時間額 790 円** 』

— 令和元年10月3日（木）より発効 —

沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月1日、沖縄労働局長から沖縄地方最低賃金審議会に対し諮問を行い、同審議会は、8月6日、現行の最低賃金の時間額762円を28円引き上げ（引上率3.7%）、790円に改正することが適当である旨の答申を行いました。これを受けて沖縄労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、8月22日に今年度の沖縄県最低賃金の改正を決定しました。本日、官報公示が行われ、改正額は令和元年10月3日（木）から発効することとなります。

- 1 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則が適用されます。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）
- 2 沖縄労働局では、今年度の最低賃金額の改正に当たり、県内各市町村や事業者、労働者団体などの協力を得て、周知を図るほか、労働局幹部などによる街頭キャンペーン等を行うことを予定しています。
- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」（電話0120-420-780、0120-420-781）を設けている他、職場の業務効率化（改善）に要する費用の補助事業「業務改善助成金」を行っています。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098-868-4403）